

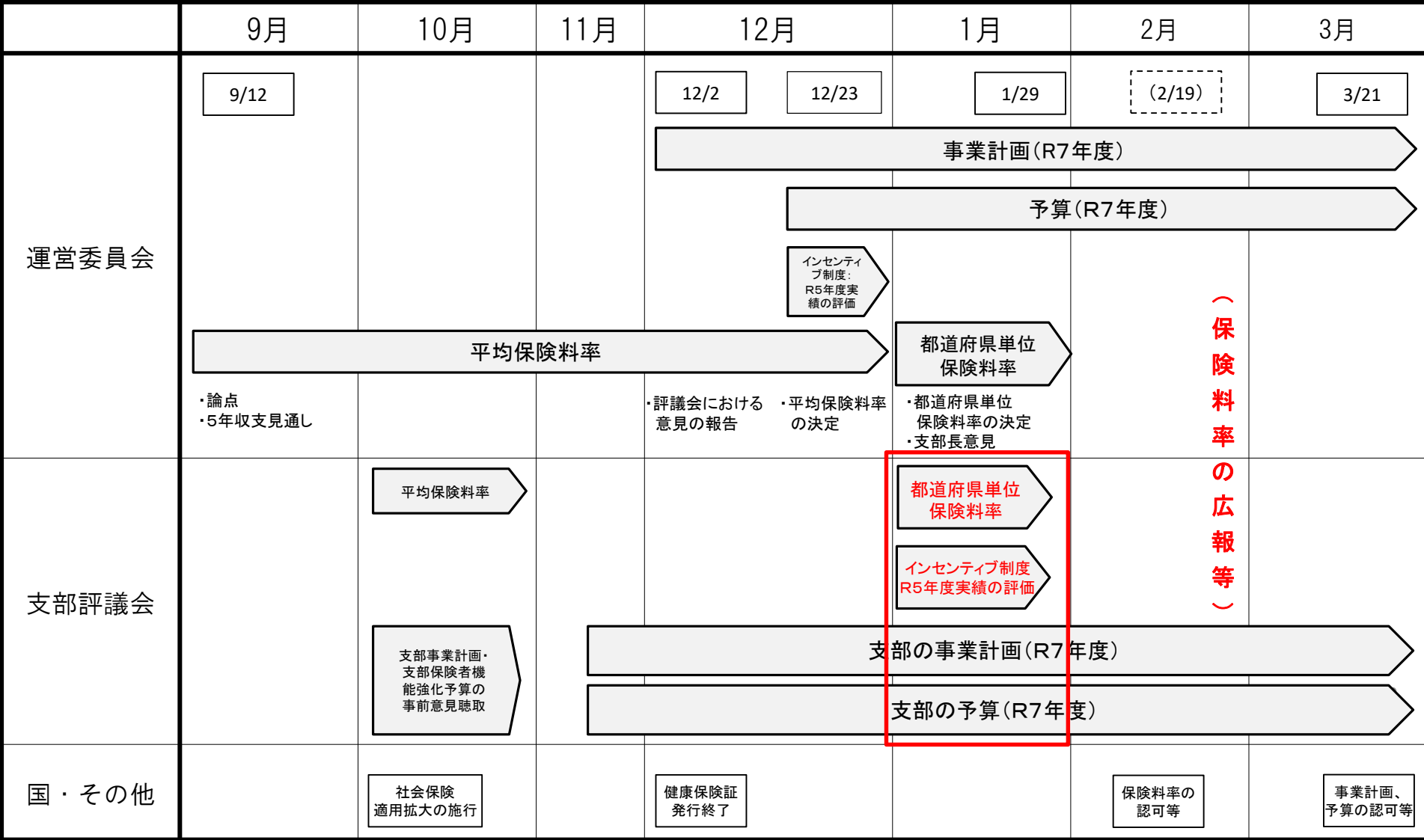
令和7年度保険料率および インセンティブ制度の結果

1. 保険料率等の決定に向けたスケジュールについて …P1～
2. 令和7年度の収支見込みや保険料率について
 - ① 医療分 …P3～
 - ② 介護分 …P18～
3. 令和5年度インセンティブ制度の結果について
 - ①インセンティブ制度について …P21～
 - ②令和5年度の実績について …P23～

令和7年1月10日
令和6年度 第3回評議会

1. 保険料率等の決定に向けたスケジュールについて

保険料率等の決定に向けた今後のスケジュール



- 令和7年1月10日 評議会へ都道府県単位保険料率及び事業計画・支部保険者機能強化予算の意見聴取
- 令和7年1月20日まで 支部長からの意見を本部に申し出
- 令和7年2月中旬 国で保険料率の認可等
- 令和7年2月中旬～ 保険料率の広報
- 令和7年3月 評議会へ支部事業計画・KPI・保険者機能強化予算の最終案報告

2. 令和7年度の収支見込みや保険料率について

① 医療分

令和7年度平均保険料率について

● これまでの協会けんぽ（旧政府管掌健康保険）財政の経緯

（旧政府管掌健康保険時代）

- ・旧政府管掌健康保険では、1981（昭和56）年度以降、保険料収入が伸びたこと等により、財政収支が黒字基調に推移し、1991（平成3）年度末に積立金が1.4兆円となった。
- ・こうした中、この1.4兆円の積立金を活用した事業運営安定資金（積立金）が創設され、5年を通じて収支均衡を図りながら財政運営する方式（中期財政運営）に移行した（平成4年健保法改正）。
- ・この中期財政運営では、保険料率を下げる（8.4%→8.2%）とともに、国庫補助率を「当分の間13%」とすることとされた。
- ・その結果、当時の財政規模で5.1か月分相当あった準備金が、5年後の1997（平成9）年には枯渇する見通しとなり、患者負担2割導入の制度改正等により数年間は枯渇を回避したものの、2002（平成14）年度末には単年度収支差▲6,169億円となり、準備金が枯渇した。
- ・この財政危機に対して、診療報酬・薬価のマイナス改定や2003（平成15）年度の患者負担3割導入等により対応した。

（協会発足以降）

- ・2009年度は単年度収支4,893億円の赤字、累積で3179億円の赤字となり、この累積赤字解消のため、協会設立時に8.20%でスタートした平均保険料率は2010（平成22）年度から3年連続で引上げ（2010（平成22）年度：9.34%、2011（平成23）年度：9.50%、2012（平成24）年度：10.00%）、2013（平成25）年度以降は10.00%で据え置きとしている。
- ・この協会の財政問題に対しては、国においても国庫補助率の引上げ（13%→16.4%）による財政健全化の特例措置が2010年度から2012年度までの間に講じられ、その後、さらに2年間延長された。
- ・協会では、中長期的に安定した財政運営の実現のため、国による国庫補助率の引上げについて暫定措置でない恒久的な措置とするよう求めるとともに、関係方面への働きかけ等を行い、その結果、2015（平成27）年5月に成立した医療保険制度改革法において、法律に基づき期間の定めなく16.4%の国庫補助率が維持されることになった。

令和7年度平均保険料率について

● 今後の財政を考える上での留意事項

協会けんぽの今後の財政を見通すに当たっては、協会けんぽ設立以来、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が続いてきたことに加え、以下のような要因があることを念頭に置く必要がある。

(1) 保険給付費の増加が見込まれること

協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれている。

(2) 団塊の世代が後期高齢者になったことにより後期高齢者支援金の短期的な急増が見込まれ、その後も中長期的に高い負担額で推移することが見込まれること

2023年度：約21,900億円 → 2024年度：約23,300億円 → 2025年度：約25,700億円

(3) 短時間労働者等への被用者保険適用拡大により財政負担が生じるおそれがあること

厚生労働省「働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会」において、短時間労働者や個人事業所について新たに被用者保険の適用対象とする方向が示されている。これらの方々が適用対象となる場合、大半が協会けんぽに加入することが見込まれるが、その場合における協会けんぽの財政に負担が生じるおそれがある。

(4) 保険料収入の将来の推移が予測し難いこと

足元の賃上げによる賃金の上昇が当面は見込まれるものの、被保険者数の伸びが鈍化していることや、経済の先行きが不透明であること等によって、今後の保険料収入の推移を予測することは難しい。

(5) 赤字の健保組合の解散が協会けんぽ財政に与える影響が不透明であること

健康保険組合の令和5年度決算見込では、全体の5割を超える726組合（前年度決算に比べ168組合増加）が赤字となっている。今後、協会けんぽと同様に、団塊の世代の75歳到達により後期高齢者支援金が急増することが見込まれ、賃金引き上げによる保険料収入への効果も予想し難いことから、財政状況の悪化した組合が解散を選択し、被用者保険の最後の受け皿である協会けんぽに移る事態が予想される。

令和7年度保険料率に関する支部評議会意見

令和6年10月に開催した各支部評議会での意見提出状況

意見の提出なし 0支部(0支部)

※()は昨年度の支部数

意見の提出あり 47支部(47支部)

① 平均保険料率10%を維持するべきという支部 36支部(40支部)

② ①と③の両方の意見のある支部 10支部(6支部)

③ 引き下げるべきという支部 1支部(1支部)

※ 保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はなし

京都支部評議会(令和6年10月22日開催)での主な評議会意見

- 医療費の伸びをいかに抑制するかを考えた予防医療が大切になってくる。
- 小規模事業所にとって保険料率の上昇は厳しい。大手では賃金が上がっているが中小企業はそうではない。基本的に平均保険料率10%維持で良いが、今後も賃金が上がらず物価が上がる状況が続くのであれば、少しでも下げてもらいたい。
- 準備金を貯めるばかりではなく、上限を決めれたら良い。例えば上限を6兆円として超えた分は健康づくり事業等へ還元していくなど。
- 中長期的な視点で見て、できるだけ長期に10%を超えないようにしてもらいたい。

令和7年度協会けんぽの収支見込み(医療分)

(単位：億円)

		2023(R5)年度	2024(R6)年度		2025(R7)年度		備考
		決算	直近見込 (2024年12月)	2024-2023	政府予算案を 踏まえた見込 (2024年12月)	2025-2024	
		(a)	(b)	(b-a)	(c)	(c-b)	
収入	保険料収入	102,998	106,372	3,374	107,774	1,402	2012-2024年度保険料率： 10.00% 2025年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,874	11,619	▲ 1,255	11,919	300	
	その他	233	202	▲ 31	269	67	
	計	116,104	118,193	2,089	119,963	1,770	
支出	保険給付費	71,512	72,767	1,255	73,757	991	
	前期高齢者納付金	15,321	12,863	▲ 2,458	12,859	▲ 4	
	後期高齢者支援金	21,903	23,332	1,429	24,831	1,499	
	退職者給付拠出金	0	0	▲ 0	-	▲ 0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	0	
	その他	2,705	3,742	1,037	3,914	172	
	計	111,442	112,704	1,262	115,362	2,658	
単年度収支差		4,662	5,489	827	4,601	▲ 888	○ 2025年度の単年度 収支を均衡させた 場合の保険料率： 9.57%
準備金残高		52,076	57,565	5,489	62,166	4,601	
※(内数)		8,745	8,867	122	9,044	177	

※ 法令で確保することが義務付けられた準備金（医療給付費等の1か月分相当）

注）上記収支見込は国の特別会計を含む合算ベースである。端数整理のため計数が整合しない場合がある。

令和7年度の協会けんぽの収支見込み(医療分)の概要

政府予算案を踏まえた2025(令和7)年度の収支見込みは、平均保険料率を10%で維持する前提のもとで、収入(総額)が12.0兆円、支出(総額)が11.5兆円と見込まれ、単年度収支差は4,601億円の見込み。

1. 収入の状況

収入(総額)は、2024(令和6)年度(直近見込)から1,770億円の増加となる見込み。

➤ 「保険料収入」について、主に標準報酬月額増加により1,402億円増加する。

2. 支出の状況

支出(総額)は、2024年度(直近見込)から2,658億円の増加となる見込みで、主な要因は以下のとおり。

➤ 「保険給付費」について、加入者1人当たり医療給付費が増加すること等により991億円増加する。

➤ 「高齢者医療への拠出金等」について、団塊の世代が後期高齢者になったことによる影響等で、後期高齢者支援金の概算額が増加すること等により1,499億円増加する。

3. 収支差と準備金残高

2025年度の「収支差」は、2024年度(直近見込)より、888億円減少して4,601億円になる見込み。(収支均衡料率は、9.57%の見込み。)

2025年度末時点の準備金残高は6.2兆円の見込み。

令和7年度の京都支部保険料率

全国平均保険料率(療養の給付等に係る保険料率) **A 5.35%**

= 平均保険料率(10.00%) - 共通料率(4.65%)

支部毎の医療費に係る部分

健康保険法
第160条第3項1号

B

支部毎の療養の
給付等に要する額
5.281%
【令和6年度】
5.363%

健康保険法
第160条第4項

C

年齢調整
0.068%
【令和6年度】
0.062%

D

所得調整
0.044%
【令和6年度】
0.030%

調整後の療養の給付等に係る保険料率

E

京都支部 **5.393%**
【令和6年度】
5.455%

共通料率(全国一律の部分)

F

4.654%
【令和6年度】
4.600%

健康保険法
第160条第3項2号

前期高齢者納付金
後期高齢者支援金

退職者給付拠出金

現金給付費

等

健康保険法
第160条第3項3号

業務経費

一般管理費

準備金積立て

等

精算の部分

G

▲0.027%
【令和6年度】
0.065%

令和5年度の支部毎
の収支決算における
収支差

京都支部
6億4,688万円
【令和6年度】
▲14億6,537万円

インセンティブ 制度の部分

H

0.01%
【令和6年度】
0.01%

全支部より財源を拠出
京都支部加算
2億2,723万円
0.01%

【令和6年度】
0.01%

令和5年度実績
による報奨金
京都支部減算
0円
0%

【令和6年度】
0.01%

都道府県単位保険料率(令和7年度京都支部保険料率)

E

療養の給付等に
係る保険料率
5.393%

F

共通料率
(全国一律の部分)
4.654%

G

精算の部分
▲0.027%

H

インセンティブ
制度の部分
0.01%

= **10.03%**

【小数点第3位四捨五入】
【令和6年度】10.13%

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

支部毎の療養の給付等に要する額

【京都支部の場合】

$$\frac{\begin{array}{l} \text{(支部医療給付費)} \\ 1,249\text{億}4,832\text{万円} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(支部総報酬額)} \\ 2\text{兆}3,660\text{億}2,595\text{万円} \end{array}} = \begin{array}{l} \text{支部毎の療養の} \\ \text{給付等に要する料率} \\ \hline 5.281\% \end{array}$$

※令和6年度:5.363%

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

年齢調整

【京都支部の場合】

年齢構成が全国平均より低い

⇒ 保険料率を上げる方向に調整される

(平均給付費)
1,254億6,703万円

—

(標準給付費)
1,238億5,061万円

=

(年齢調整額)
16億1,641万円

【平均給付費】

(全国の加入者1人あたり医療費) × (京都支部加入者数)

【標準給付費】

(全国の各年齢階級の1人あたり給付費) × (京都支部の各年齢階級の加入者数)の合計

(年齢調整額)
16億1,641万円

(支部総報酬額)
2兆3,660億2,595万円

=

年齢調整率

0.068%

※令和6年度:0.062%

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

D

所得調整

【京都支部の場合】

所得（標準報酬月額）が全国平均より高い
⇒ 保険料率を上げる方向に調整される

全国合計給付費を総報酬按分した額
1,264億9,726万円

—

平均給付費
1,254億6,703万円

=

所得調整額
10億3,023万円

（全国給付費）
5兆7,611億8,047万円

×

（京都支部総報酬額）
2兆3,660億2,595万円

=

全国合計給付費を
総報酬按分した額
1,264億9,726万円

（全国総報酬額）

107兆7,580億8,830万円

（所得調整額）
10億3,023万円

=

（支部総報酬額）
2兆3,660億2,595万円

所得調整率

0.044%

※令和6年度：0.030%

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

共通料率

共通料率等

共通料率 (A + B - C)	4.65 %
A. 第2号都道府県単位保険料率	3.90 %
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.78 %
C. 収入等の率	0.03 %
第1号平均保険料率	5.35 %
計	10.00 %

- ・ 第2号都道府県単位保険料率（共通料率のA）及び収入等の率（共通料率のC）には、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・ 第3号都道府県単位保険料率（共通料率のB）及び収入等の率（共通料率のC）には、令和5年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

共通料率

4.65%

※令和6年度:4.60%

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

精算の部分

○令和5年度の都道府県支部別の収支差

令和7年度の都道府県単位保険料率の算定においては、健康保険法施行規則第135条の7に基づき、令和5年度の都道府県支部毎の収支における収支差について精算する必要がある。収支差がプラスの場合は収入の「その他収入」に加算し、マイナスの場合は「▲(マイナス記号)」を外した値を支出の「第3号経費」に加算する。

$$\text{保険料率換算} = \frac{\text{支部別収支差}}{\text{支部総報酬額}}$$

支部別収支差 (京都)	支部総報酬額	保険料率換算
6億4,688万円	2兆3,660億2,595万円	▲0.027%

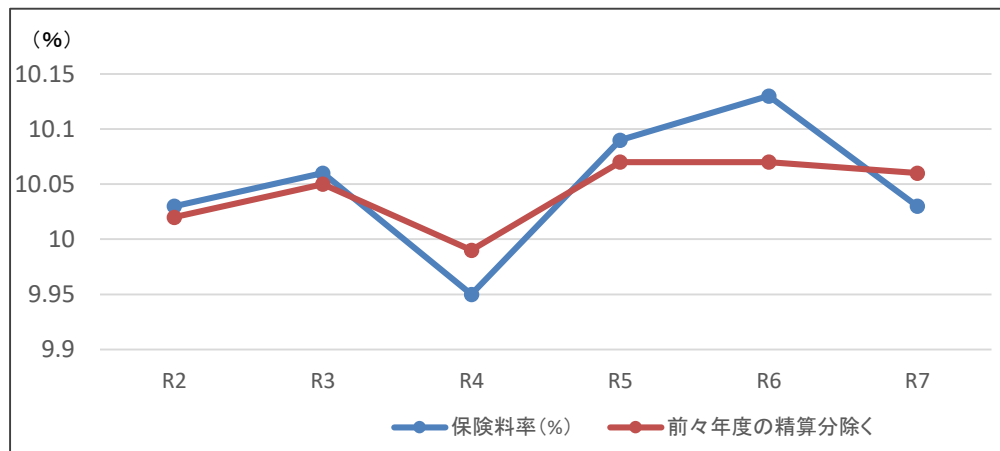
令和7年度保険料率算定時に0.027%の保険料率引下げ

※令和6年度:0.065%引上げ

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

【参考】実際の保険料率と精算分を除いた場合の保険料率

	保険料率(%)	前々年度の 精算分除く(%)
R2	10.03	10.02
R3	10.06	10.05
R4	9.95	9.99
R5	10.09	10.07
R6	10.13	10.07
R7	10.03	10.06



令和7年度保険料率の他支部との比較

令和7年度都道府県単位保険料率における支部数(暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.78	1
10.47	1
10.41	1
10.36	1
10.31	3
10.25	1
10.24	1
10.21	1
10.19	1
10.18	1
10.17	1
10.16	1
10.13	1
10.12	1
10.11	1
10.09	1
10.03	2
10.02	1
10.01	1

22

← 京都支部

(参考)令和6年度京都支部
保険料率 10.13%

保険料率 (%)	支部数
9.99	1
9.97	2
9.94	2
9.93	2
9.92	1
9.91	1
9.89	1
9.88	1
9.85	1
9.82	1
9.80	1
9.79	1
9.77	1
9.76	1
9.75	1
9.69	1
9.67	1
9.65	1
9.62	2
9.55	1
9.44	1

25

令和7年度保険料率の他支部との比較

令和7年度都道府県単位保険料率の令和6年度からの変化(暫定版)

令和6年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.36	+540	2
+0.28	+420	1
+0.25	+375	1
+0.24	+360	3
+0.20	+300	1
+0.19	+285	1
+0.18	+270	1
+0.16	+240	2
+0.15	+225	2
+0.14	+210	1
+0.10	+150	2
+0.08	+120	1
+0.05	+75	1
+0.03	+45	3
+0.02	+30	4
+0.01	+15	2
0.00	0	1

28

令和6年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
▲0.01	▲15	1
▲0.02	▲30	2
▲0.04	▲60	2
▲0.05	▲75	2
▲0.06	▲90	1
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	1
▲0.09	▲135	1
▲0.10	▲150	3
▲0.12	▲180	1
▲0.13	▲195	1
▲0.18	▲270	1
▲0.20	▲300	1

18

← 京都支部

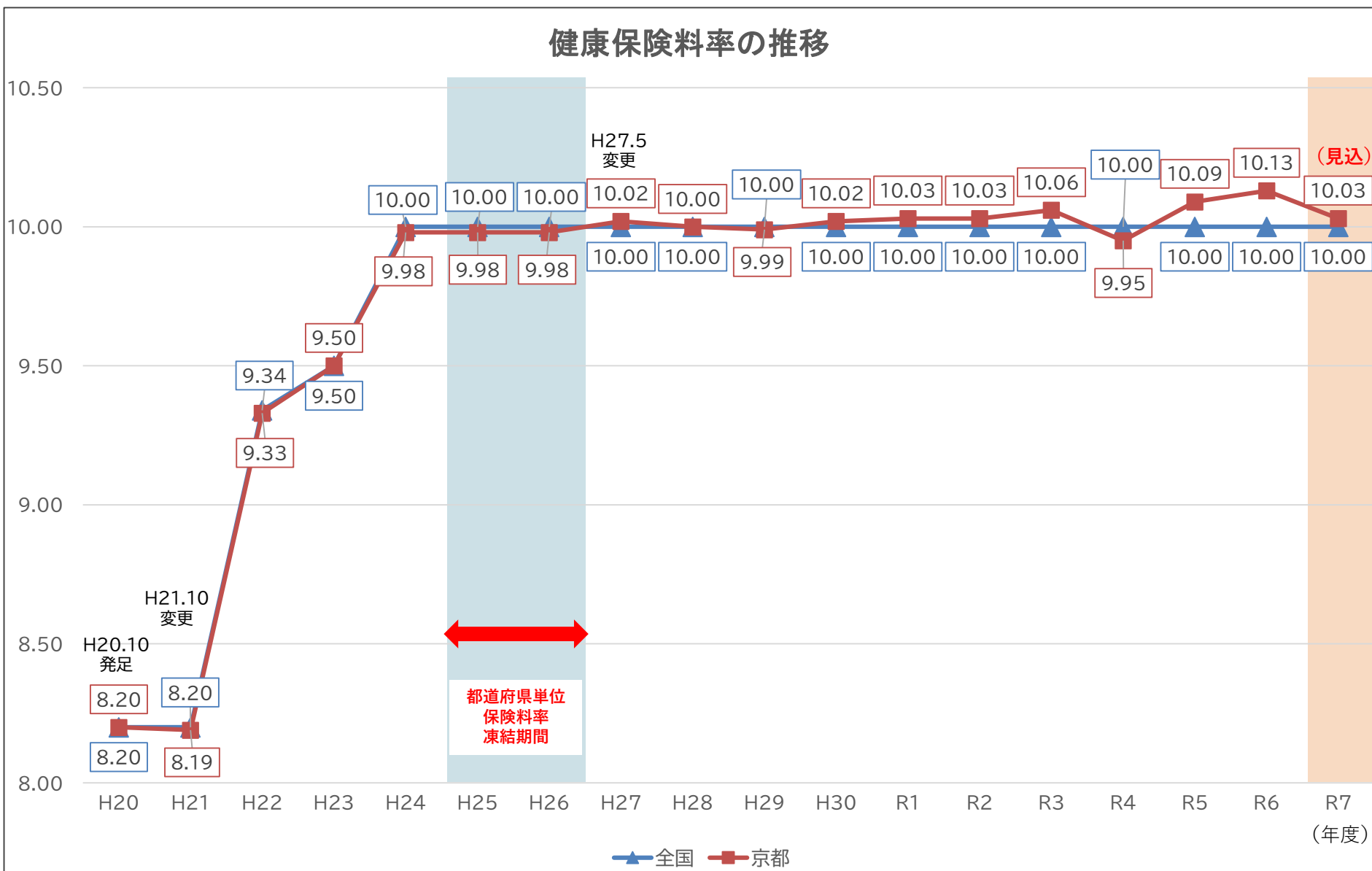
(参考)令和6年度京都支部
令和5年度保険料率からの変化分 +0.04%

注1. 「+」は令和7年度保険料率が令和6年度よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。

2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担(月額、労使折半後)の増減である。

協会けんぽ発足後の健康保険料率の推移

健康保険料率の推移



※保険料率の変更月は変更後の保険料率に基づく徴収開始月を記載している(記載のない年度は4月変更)

2. 令和7年度の収支見込みや保険料率について

② 介護分

令和7年度の協会けんぽの収支見込み(介護分)

(単位：億円)

		2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	備考
		決算	直近見込 (2024年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (2024年12月)	
収入	保険料収入	11,579	10,557	10,747	2023年度保険料率： 1.82%
	国庫補助等	0	1	1	2024年度保険料率： 1.60%
	その他	-	-	-	2025年度保険料率： <u>1.59%</u>
	計	11,580	10,557	10,747	納付金対前年度比 ⇒ + 126
支出	介護納付金	10,793	10,835	10,961	
	その他	0	0	-	
	計	10,793	10,835	10,961	
単年度収支差		786	▲ 278	▲ 214	
準備金残高		542	264	50	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和7年度の介護保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額の見込額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

2025(令和7)年度は、2024(令和6)度末に見込まれる剰余分(264億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.59%(4月納付分から変更)とする。

(参考)

健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.60%から2025年4月以降に1.59%へ引き下げた場合の2025年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 463 円 (74,064円 → 73,601円) の負担減
〔月額〕 34 円 (5,440円 → 5,406円) の負担減

(注1) 標準報酬月額を340,000円、賞与月額を年1.615月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和7年度の標準報酬月額(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額(1か月分)によって算定したものである。

3. 令和5年度インセンティブ制度の結果について

①インセンティブ制度について

インセンティブ制度の概要

- 協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費の適正化にも資するよう、保健事業の指標における支部間の実績の均てん化及び全体の底上げを図ることを目的とする。
- 全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率（0.01%）を設定するとともに、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価し、その結果、上位15支部については、報奨金によるインセンティブを付与。

①評価指標・②評価指標ごとの重み付け

- 特定健診・特定保健指導の実施率、速やかに受診を要する者の医療機関受診割合、後発医薬品の使用割合などの評価指標に基づき、支部ごとの実績を評価する。
- 評価方法は偏差値方式とし、指標ごとの素点（50～80）を合計したものを支部の総得点とし、全支部をランキング付けする。

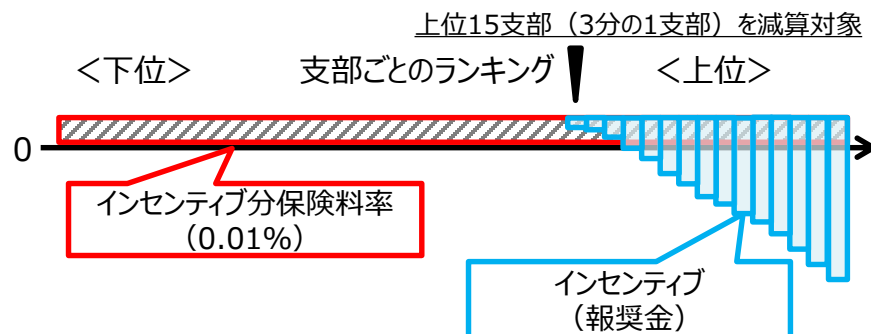
③ 支部ごとのインセンティブの効かせ方

- 保険料率の算定にあたり、全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ分保険料率として0.01%（※）を盛り込んでいる。
（※）協会けんぽ各支部の実績は一定の範囲内に収斂している中で、新たな財源捻出の必要性から負担を求めるものであるため、保険料率への影響を生じさせる範囲内で、加入者・事業主への納得感に十分配慮する観点から設定。
- その上で、評価指標に基づき全支部をランキング付けし、上位15支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって段階的な保険料率の引下げを行う。

【①評価指標・②評価指標ごとの重み付け】

評価指標	配点
指標1 特定健診等の実施率 【評価割合】 実施率:50% 実施率の対前年度上昇幅:25% 実施件数の対前年度上昇率:25%	70
指標2 特定保健指導の実施率 【評価割合】 実施率:50% 実施率の対前年度上昇幅:25% 実施件数の対前年度上昇率:25%	70
指標3 特定保健指導対象者の減少率 【評価割合】 減少率:100%	80
指標4 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率 【評価割合】 受診率:50% 受診率の対前年度上昇幅:50%	50
指標5 後発医薬品の使用割合 【評価割合】 使用割合:50% 使用割合の対前年度上昇幅:50%	50
合計	320

【③支部ごとのインセンティブの効かせ方】

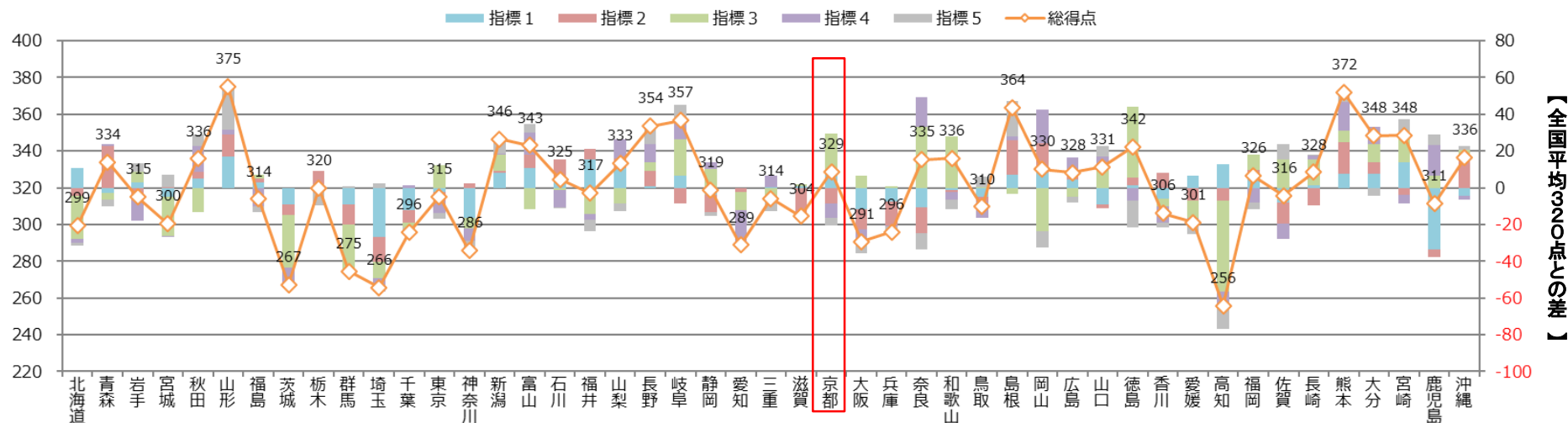


3. 令和5年度インセンティブ制度の結果について

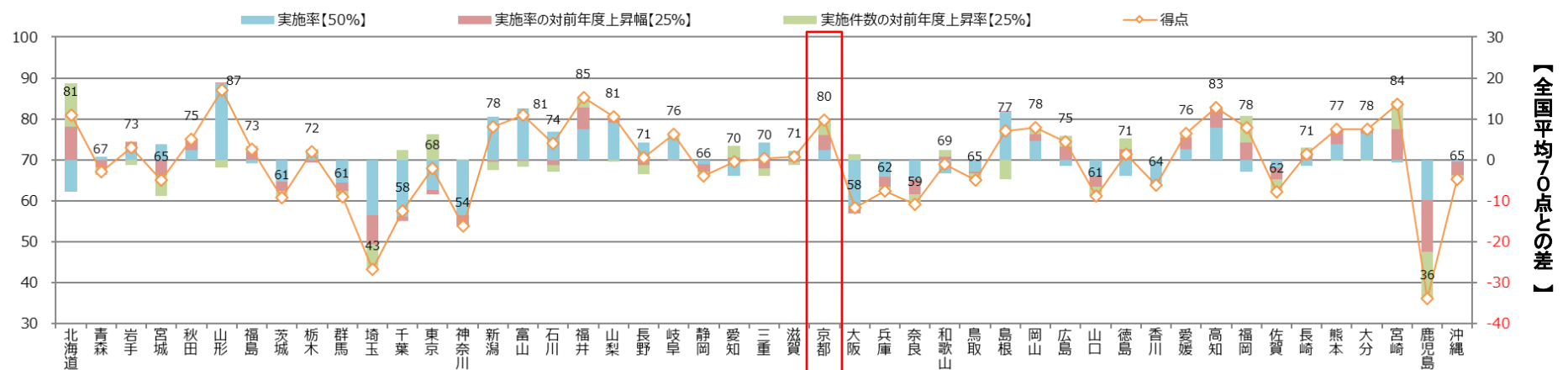
②令和5年度の実績について

令和5年度(確定値)のデータを用いた実績

5つの評価指標の総得点及び 各評価指標の全国平均との差

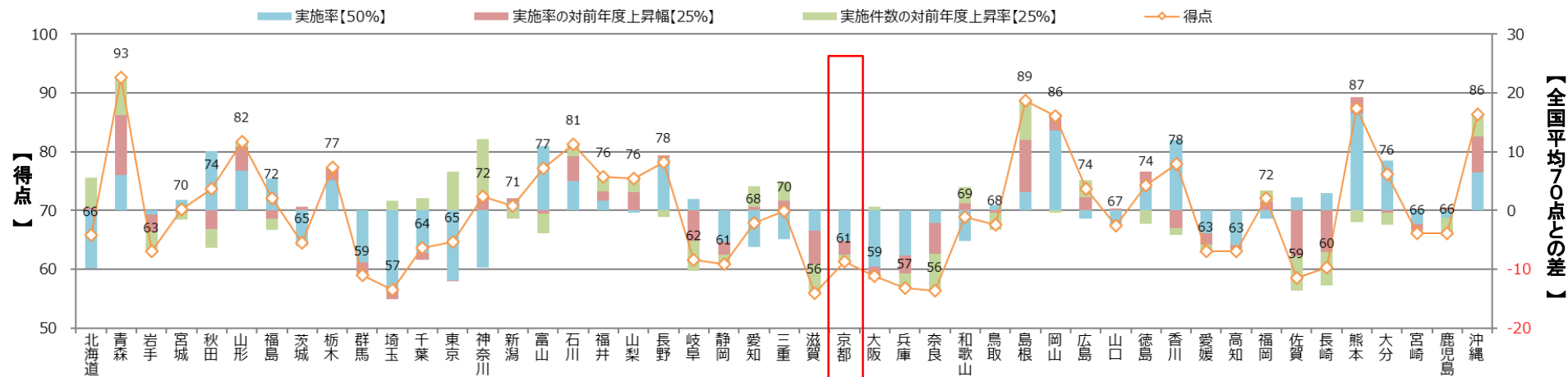


指標1. 特定健診等の実施率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

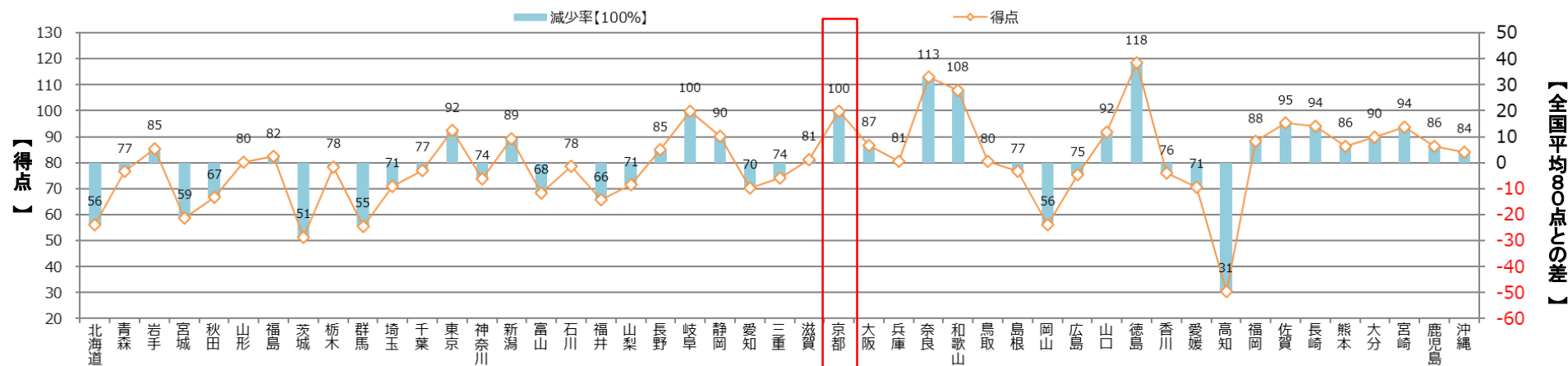


令和5年度(確定値)のデータを用いた実績

指標2. 特定保健指導の実施率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

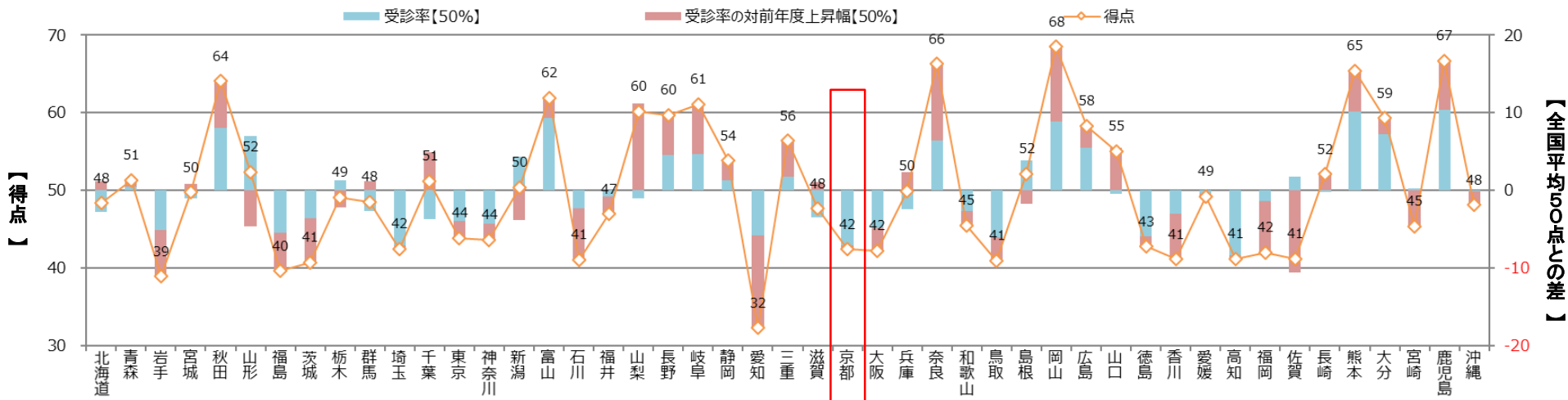


指標3. 特定保健指導対象者の減少率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

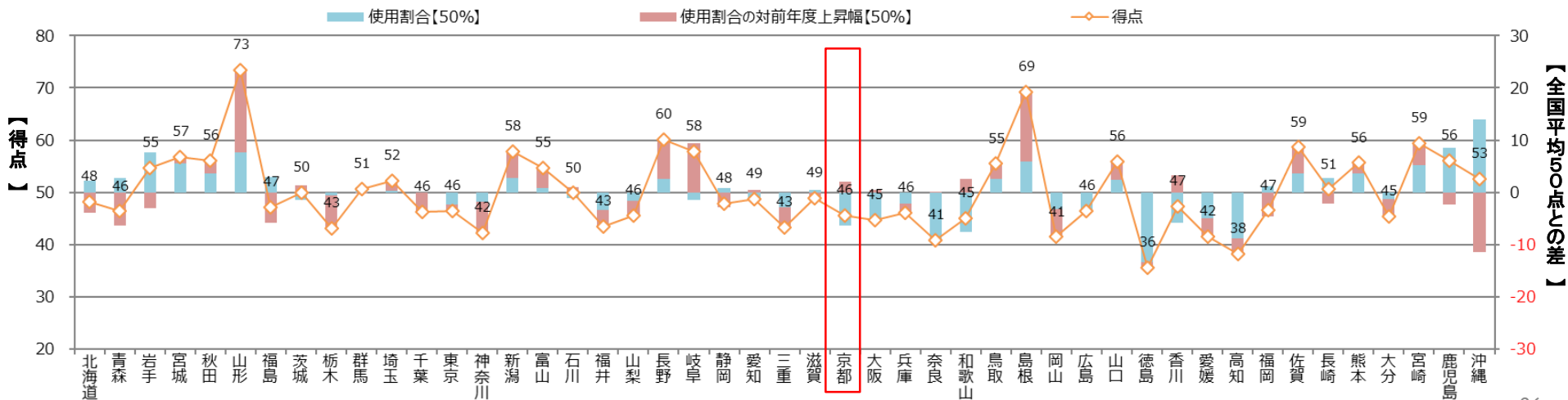


令和5年度(確定値)のデータを用いた実績

指標4. 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率の得点及び
当該評価指標に係る各項目の全国平均との差



指標5. 後発医薬品の使用割合の得点及び
当該評価指標に係る各項目の全国平均との差



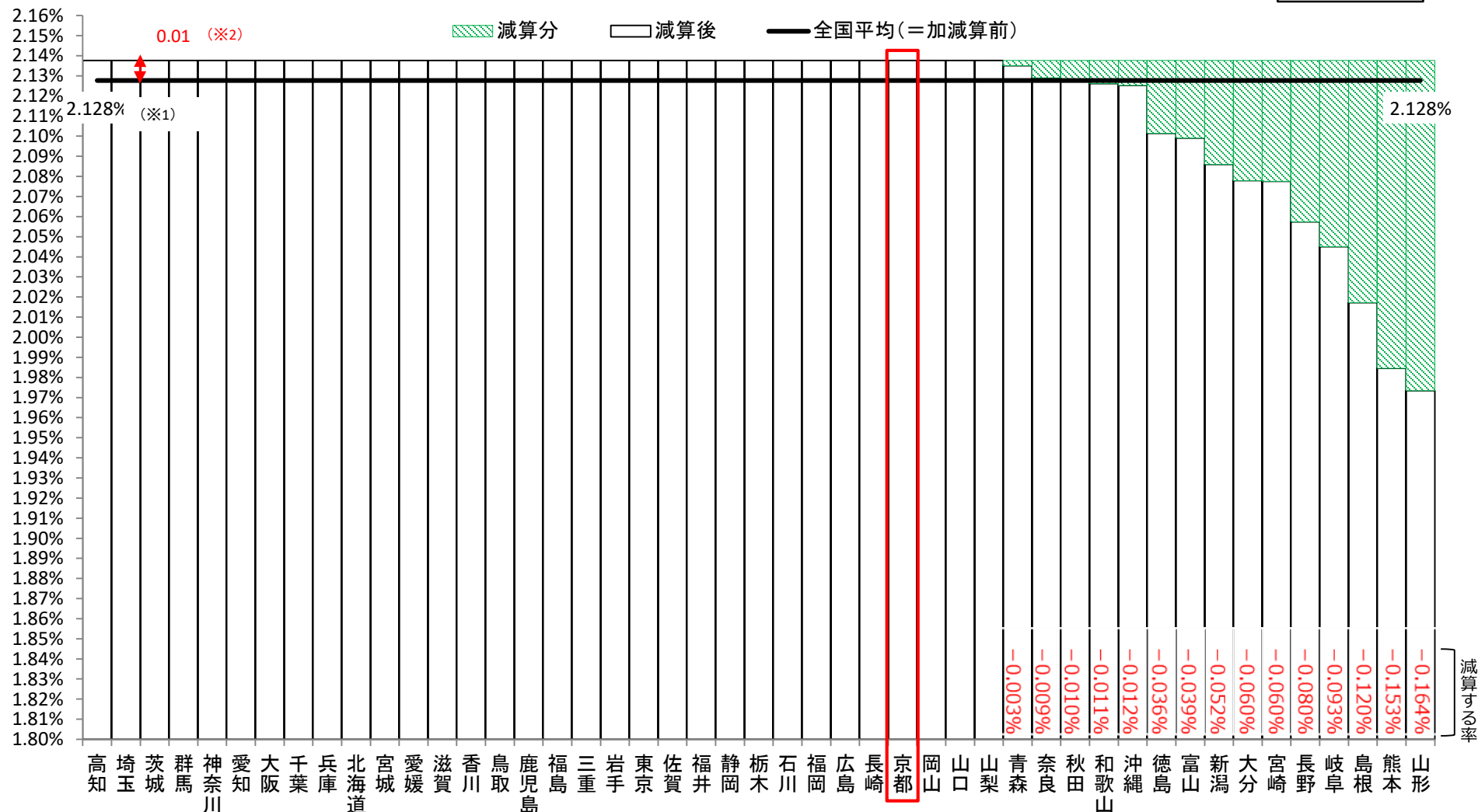
令和5年度実績(確定値)のデータを用いた試算

資料内の「現時点」は、第133回運営委員会が開催された令和6年12月20日時点を示す。

【令和5年度実績評価 ⇒ 令和7年度保険料率へ反映した場合の試算】

令和7年度保険料率の算出に必要な令和7年度総報酬額等の見込み額が現時点で未確定であるため、
本試算と令和7年度保険料率に加算・減算される実際の率とは差異が生じることに留意が必要。

加算率0.01



※1 令和7年度保険料率における後期高齢者支援金相当の保険料率は、令和7年度の後期高齢者支援金及び総報酬額の見込み額を基に算出するが、現時点では未確定であるため、令和5年度決算における後期高齢者支援金相当の保険料率(2.128%)で仮置きしている。

※2 令和7年度保険料率に加算されるインセンティブ保険料率は、令和5年度の総報酬額に0.01%を乗じた額を令和7年度の総報酬額の見込み額で除することにより算出する。

＜得点及び順位を表示＞ 令和5年度の実績（確定値）：北海道支部～三重支部

支 部 名	① 特定健診等の実施率		② 特定保健指導の実施率		③ 特定保健指導対象者の減少率		④医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率		⑤後発医薬品の使用割合		総得点		支 部 名
	70	： 配点	70	： 配点	80	： 配点	50	： 配点	50	： 配点			
	得点	順位	得点	順位	得点	順位	得点	順位	得点	順位	得点	順位	
北海道	80.9	6	65.8	30	56.2	43	48.3	26	48.2	24	299.4	38	北海道
青森	67.0	31	92.6	1	76.6	30	51.3	18	46.4	31	333.9	15	青森
岩手	73.1	20	63.0	36	85.4	18	38.9	46	54.6	14	315.0	29	岩手
宮城	65.0	35	70.2	22	58.7	42	49.7	22	56.7	8	300.4	37	宮城
秋田	75.1	17	73.8	16	66.6	40	64.0	5	56.1	9	335.6	13	秋田
山形	87.0	1	81.8	6	80.3	25	52.3	15	73.4	1	374.9	1	山形
福島	72.6	21	72.2	19	82.3	21	39.6	45	47.1	27	313.8	31	福島
茨城	60.7	41	64.6	32	51.3	46	40.7	44	50.0	20	267.2	45	茨城
栃木	71.9	22	77.3	10	78.3	27	49.1	24	43.2	41	319.8	24	栃木
群馬	61.1	40	59.0	41	55.4	45	48.5	25	50.7	18	274.7	44	群馬
埼玉	43.3	46	56.5	45	71.0	36	42.5	35	52.2	17	265.6	46	埼玉
千葉	57.5	44	63.7	33	77.0	28	51.2	19	46.3	32	295.7	40	千葉
東京	67.9	30	64.7	31	92.3	9	43.9	32	46.4	30	315.2	28	東京
神奈川	53.8	45	72.3	18	73.9	34	43.6	33	42.2	42	285.9	43	神奈川
新潟	78.1	9	70.8	21	89.1	13	50.4	20	57.9	6	346.3	8	新潟
富山	80.9	5	77.2	11	68.3	39	61.9	6	54.6	15	343.0	9	富山
石川	74.0	19	81.3	7	78.5	26	41.0	42	49.9	21	324.6	23	石川
福井	85.3	2	75.7	13	65.7	41	46.9	29	43.4	39	317.0	26	福井
山梨	80.5	7	75.5	14	71.4	35	60.1	8	45.6	34	333.2	16	山梨
長野	70.6	26	78.3	8	84.9	19	59.7	9	60.1	3	353.6	5	長野
岐阜	76.3	16	61.6	37	99.9	4	61.1	7	57.9	7	356.7	4	岐阜
静岡	66.0	32	60.9	39	90.2	11	53.8	14	47.9	25	318.8	25	静岡
愛知	69.6	28	68.0	25	70.3	38	32.2	47	48.7	23	288.8	42	愛知
三重	70.4	27	69.9	23	74.1	33	56.4	12	43.2	40	314.0	30	三重

＜得点及び順位を表示＞ 令和5年度の実績（確定値）：滋賀支部～沖縄支部

支 部 名	①特定健診等の実施率		②特定保健指導の実施率		③特定保健指導対象者の減少率		④医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率		⑤後発医薬品の使用割合		総得点		支 部 名
	70：配点		70：配点		80：配点		50：配点		50：配点				
	得点	順位	得点	順位	得点	順位	得点	順位	得点	順位	得点	順位	
滋賀	70.8	25	56.0	47	81.2	22	47.6	28	48.8	22	304.4	35	滋賀
京都	79.8	8	61.3	38	99.7	5	42.4	36	45.6	35	328.7	19	京都
大阪	58.2	43	58.9	42	86.6	15	42.2	37	44.7	38	290.7	41	大阪
兵庫	62.4	37	56.9	44	80.6	23	49.9	21	46.1	33	295.9	39	兵庫
奈良	59.1	42	56.3	46	112.8	2	66.3	3	40.9	45	335.4	14	奈良
和歌山	68.9	29	68.8	24	107.8	3	45.5	30	45.0	37	336.1	12	和歌山
鳥取	65.1	34	67.6	26	80.4	24	41.0	43	55.5	13	309.6	33	鳥取
島根	77.1	14	88.7	2	76.6	29	52.1	16	69.2	2	363.8	3	島根
岡山	77.9	10	86.1	5	56.1	44	68.5	1	41.5	44	330.0	18	岡山
広島	74.5	18	73.7	17	75.2	32	58.3	11	46.5	29	328.2	21	広島
山口	61.1	39	67.5	27	91.7	10	55.0	13	56.0	11	331.3	17	山口
徳島	71.4	24	74.3	15	118.4	1	42.7	34	35.6	47	342.4	10	徳島
香川	63.9	36	77.9	9	75.9	31	41.1	41	47.4	26	306.2	34	香川
愛媛	76.4	15	63.1	34	70.7	37	49.2	23	41.6	43	301.0	36	愛媛
高知	82.8	4	63.0	35	30.6	47	41.2	39	38.2	46	255.9	47	高知
福岡	77.8	11	72.0	20	88.1	14	42.0	38	46.5	28	326.4	22	福岡
佐賀	62.2	38	58.5	43	95.2	6	41.2	40	58.6	5	315.7	27	佐賀
長崎	71.5	23	60.3	40	94.0	7	52.1	17	50.5	19	328.4	20	長崎
熊本	77.4	13	87.3	3	86.3	17	65.4	4	55.6	12	372.1	2	熊本
大分	77.5	12	76.2	12	89.9	12	59.3	10	45.4	36	348.4	7	大分
宮崎	83.7	3	66.1	29	93.9	8	45.4	31	59.5	4	348.4	6	宮崎
鹿児島	36.2	47	66.2	28	86.3	16	66.7	2	56.0	10	311.4	32	鹿児島
沖縄	65.3	33	86.3	4	84.0	20	48.1	27	52.5	16	336.3	11	沖縄

＜実施率等及び順位を表示＞ 令和5年度の実績（確定値）：北海道支部～三重支部

支部名	①特定健診等の実施率		②特定保健指導の実施率		③特定保健指導対象者の減少率		④医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率		⑤後発医薬品の使用割合		支部名
	令和5年度 実施率	順位	令和5年度 実施率	順位	令和5年度 減少率	順位	令和5年度 受診率	順位	令和5年度 使用割合	順位	
北海道	53.5%	42	13.5%	45	32.4%	43	32.6%	32	84.4%	18	北海道
青森	61.4%	22	28.4%	10	33.5%	30	34.2%	18	84.8%	13	青森
岩手	63.7%	16	22.2%	24	34.0%	18	31.4%	40	87.1%	4	岩手
宮城	64.1%	14	24.4%	19	32.5%	42	33.4%	26	86.0%	6	宮城
秋田	62.9%	18	32.3%	5	33.0%	40	37.9%	5	85.1%	10	秋田
山形	77.9%	1	29.1%	8	33.7%	25	37.4%	7	87.1%	3	山形
福島	59.8%	25	27.9%	11	33.8%	21	31.3%	41	84.8%	11	福島
茨城	55.7%	38	17.2%	37	32.1%	46	32.2%	35	82.7%	29	茨城
栃木	61.7%	21	27.6%	12	33.6%	27	34.6%	16	83.1%	26	栃木
群馬	55.5%	39	14.5%	42	32.3%	45	32.6%	31	83.8%	20	群馬
埼玉	48.1%	46	9.7%	47	33.2%	36	30.5%	46	83.5%	24	埼玉
千葉	47.7%	47	16.0%	40	33.5%	28	32.2%	36	83.4%	25	千葉
東京	53.8%	41	11.6%	46	34.4%	9	32.0%	37	82.3%	35	東京
神奈川	48.2%	45	13.5%	44	33.4%	34	31.9%	38	82.6%	33	神奈川
新潟	70.4%	4	24.2%	21	34.2%	13	36.1%	12	84.8%	12	新潟
富山	72.3%	2	33.2%	4	33.1%	39	38.5%	3	83.8%	21	富山
石川	67.0%	8	27.5%	13	33.6%	26	32.8%	28	82.9%	27	石川
福井	67.6%	7	24.3%	20	32.9%	41	33.6%	24	81.8%	39	福井
山梨	69.0%	5	22.5%	23	33.2%	35	33.4%	25	82.6%	31	山梨
長野	64.5%	13	31.2%	6	34.0%	19	36.2%	11	84.6%	15	長野
岐阜	65.5%	10	24.6%	18	34.8%	4	36.2%	10	82.7%	30	岐阜
静岡	59.7%	26	17.7%	36	34.3%	11	34.6%	17	83.8%	22	静岡
愛知	57.0%	35	16.8%	39	33.2%	38	31.1%	42	82.6%	32	愛知
三重	64.6%	12	18.1%	33	33.4%	33	34.8%	15	82.1%	36	三重

＜実施率等及び順位を表示＞ 令和5年度の実績（確定値）：滋賀支部～沖縄支部

支部名	①特定健診等の実施率		②特定保健指導の実施率		③特定保健指導対象者の減少率		④医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率		⑤後発医薬品の使用割合		支部名
	令和5年度実施率	順位	令和5年度実施率	順位	令和5年度減少率	順位	令和5年度受診率	順位	令和5年度使用割合	順位	
滋賀	62.6%	20	19.5%	31	33.8%	22	32.3%	34	83.6%	23	滋賀
京都	62.8%	19	17.8%	35	34.8%	5	30.5%	45	80.3%	43	京都
大阪	50.2%	44	13.8%	43	34.1%	15	31.6%	39	80.7%	41	大阪
兵庫	56.8%	36	15.5%	41	33.7%	23	32.8%	29	82.4%	34	兵庫
奈良	56.3%	37	20.8%	28	35.5%	2	37.1%	8	79.0%	46	奈良
和歌山	57.5%	32	17.9%	34	35.2%	3	32.7%	30	79.8%	44	和歌山
鳥取	58.0%	30	23.6%	22	33.7%	24	31.0%	44	84.6%	16	鳥取
島根	71.5%	3	25.6%	15	33.5%	29	35.8%	13	86.3%	5	島根
岡山	65.0%	11	35.6%	2	32.4%	44	38.3%	4	81.8%	37	岡山
広島	59.3%	27	21.4%	27	33.4%	32	36.7%	9	81.8%	38	広島
山口	57.1%	33	20.2%	30	34.4%	10	33.7%	23	84.6%	17	山口
徳島	57.0%	34	27.2%	14	35.8%	1	31.1%	43	77.0%	47	徳島
香川	55.0%	40	34.1%	3	33.5%	31	32.5%	33	80.6%	42	香川
愛媛	63.0%	17	19.2%	32	33.2%	37	33.7%	22	81.0%	40	愛媛
高知	68.0%	6	17.1%	38	31.0%	47	29.9%	47	79.1%	45	高知
福岡	57.9%	31	21.5%	26	34.1%	14	33.3%	27	83.9%	19	福岡
佐賀	58.9%	29	24.8%	17	34.5%	6	34.8%	14	85.1%	9	佐賀
長崎	59.3%	28	25.6%	16	34.5%	7	33.8%	21	84.7%	14	長崎
熊本	64.1%	15	38.3%	1	34.0%	17	38.9%	2	85.1%	8	熊本
大分	66.6%	9	30.8%	7	34.3%	12	37.5%	6	82.8%	28	大分
宮崎	60.1%	24	20.7%	29	34.5%	8	34.1%	19	85.9%	7	宮崎
鹿児島	51.6%	43	21.5%	25	34.1%	16	39.0%	1	87.5%	2	鹿児島
沖縄	60.2%	23	28.8%	9	33.9%	20	33.9%	20	90.1%	1	沖縄
全国平均	57.4%	—	19.4%	—	33.7%	—	33.3%	—	83.1%	—	全国平均